

高岡おとぎの森公園指定管理者募集要項

第1 施設概要に関する事項

(1) 名 称 高岡おとぎの森公園（以下、「おとぎの森公園」という。）

(2) 所在地 高岡市佐野 1342 番地他

(3) 設置目的・管理運営方針

① 設置目的

おとぎの森公園は、高岡市南部の花と緑の拠点及び、21 世紀を担う子供たちの健やかな成長を願い、緑豊かな自然にふれあうことで創造的に「遊び、学び、交流」を体験できる場として整備された総合公園です。

基本テーマ

～自然は友達！「自然と遊び、自然と学び、友とふれあう」～

② 管理運営の基本方針

おとぎの森公園の管理にあたっては、来園者の安全性を確保した適切な維持管理はもとより、市民の多様なニーズに対応したサービスの提供等により、来園される方々に快適で安全に利用して頂けるよう努めるものとします。

また、民間のノウハウ等を活かし、利用者が公園の設置目的や基本テーマに沿ったイベントの企画立案など自主的に活動できる場を構築して、より一層の利用促進を図り、また、利用者が本公園に愛着をもつことでボランティア活動などにつなげ、「みんなでつくり、まもり、そだてる」公園運営を進め、将来においても「豊かな緑や水に触れ合える、子供達が多く集う公園」を目指すものです。

(4) 施設の概要

① 公園の敷地面積	都市計画決定面積	約 11.2ha
	開設面積	約 11.0ha
② 主要公園施設	おとぎの森館	1 棟
	こどもの家	1 棟
	橋（メルヘン橋・森の橋）	2 箇所
	かっぱの広場（親水広場）	1 箇所
	流れ（カスケード、カナル）	2 箇所
	東屋	4 棟
	屋外トイレ	3 棟
	大型複合遊具（コンビネーション）	2 基
	駐車場	2 箇所
	エネルギー棟	1 棟

機械倉庫	1 棟
ゴミ集積場	1 箇所
せせらぎ（ホタル水路）	1 箇所

(5) 設備・備品の内容

- ① 設備 別添「高岡おとぎの森公園指定管理者業務仕様書（以下、「業務仕様書」という。）」のとおり
- ② 備品 別紙 1（高岡おとぎの森公園備品一覧表）のとおり

(6) 利用状況等

① 来園者数

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 （7 月末）
来園者数	436, 215 人	652, 291 人	649, 361 人	693, 419 人	265, 795 人

② 施設の利用者数

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 （7 月末）
フラワールーム	15, 618 人	31, 097 人	14, 281 人	12, 657 人	5, 482 人
アトリウムガーデン	37, 930 人	144, 940 人	165, 892 人	191, 282 人	64, 700 人
和室	549 人	566 人	-	-	-
第一研修室及び第二研修室	4, 718 人	3, 820 人	2, 128 人	3, 788 人	1, 273 人

第 2 業務内容等に関する事項

1 指定管理者が行う管理の基準

(1) おとぎの森館（有料公園施設を含む）・こどもの家の休館日及び開館時間

- ① 休館日
 - ・火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
 - ・休日の翌日
 - ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
 - ・市長が必要と認める日
- ② 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

※ただし、おとぎの森館、こどもの家とも、市長の承認を得て、休館日以外の日には休館し、休館日に開館する又は開館時間を変更することができます。

(2) 関係法令の遵守

施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。

- ・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号 以下、「公園法」という。）
- ・高岡市都市公園条例（平成 17 年高岡市条例第 177 号 以下、「公園条例」という。）
- ・高岡市都市公園条例施行規則（平成 17 年高岡市規則第 156 号）
- ・高岡市個人情報保護条例（平成 17 年高岡市条例第 26 号 以下、「保護条例」という。）
- ・高岡市情報公開条例（平成 17 年高岡市条例第 25 号 以下、「情報公開条例」という。）
- ・高岡市行政手続条例（平成 17 年高岡市条例第 27 号 以下、「手続条例」という。）
- ・高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年高岡市条例第 65 号 以下、「指定手続条例」という。）
- ・その他関係法令

(3) 公平性の確保

おとぎの森公園の管理運営にあたっては、住民の平等な利用を確保してください。
ただし、市主催等の公共性の高い利用については、優先的な利用に配慮してください。

(4) 人員の配置及び組織体制

- ・統括責任者として、館長（相当職）を配置しなければなりません。
 - ・管理運営業務を効率的かつ適正に行うための組織体制を編成し、開館時間中は、施設内に常時必要な人員を配置しなければなりません。
- ※ 施設従事者の状況……別紙 2「施設従事者の状況（令和 8 年度）」のとおり

(5) 目標の提案

施設の設置目的や管理運営の基本方針に応じた数値目標を、アウトプット目標のみでなくアウトカム目標も含め、2 つ以上提案してください。提案された目標を基に、景観みどり課と協議して最終的な目標を設定します。設定した目標に基づき、業務を遂行していただきます。

また、利用者数及び利用料金についても年度毎の目標を提案してください。

※ 「アウトプット目標」は指定管理者が行う活動そのものの結果、「アウトカム目標」は活動によって利用者等にもたらした成果・価値（施設の設置目的等にどれだけ貢献したか、利用者等にどのような影響をもたらしたか）を示します。

※ 市は、指定管理者から提出される年間事業報告書及び月別事業報告書等により、目標の達成状況等を確認します。

(6) 管理の基準に関する提案

施設活用の観点から、上記で定める管理の基準を上回る基準（利用時間の延長等）で当該施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合においても、施設の管理に要する経費については、4 (1) で定める指定管理料の範囲内とします。

(7) その他

指定管理者が作成した施設の管理運営にかかる帳簿・関係書類は、その年度終了後、5 年間保存するものとします。

2 指定管理者が行う業務の範囲・内容

指定管理者の業務については、基本事業及び提案事業の内容に基づき、市と指定管理者が協議のうえ決定し、協定を締結することとします。なお、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。

2-1 基本事業

指定管理者が行う業務は、以下のとおりです。詳細については、業務仕様書を参照してください。

(1) おとぎの森公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

- ① 植物（樹木、芝、草花など）の管理に関すること
- ② 施設等の清掃に関すること
- ③ 施設等の巡回及び点検に関すること
- ④ 施設等の維持及び修繕に関すること

(2) おとぎの森公園の利用者への対応に関する業務

- ① 施設の案内及び利用（移動販売車等の出店調整も含む）に関すること
- ② 有料公園施設（貸室、貸館）の利用に関する許可及び利用料金の徴収等に関すること
- ③ 利用者や地域住民等からの意見・要望の徴収及び苦情処理・記録に関すること
- ④ 公園施設の適正利用に関する監視及び警備等に関すること

(3) おとぎの森公園の利用実態の把握に関する業務

- ① 利用者の満足度に関する調査・実施に関すること
- ② イベント利用者数や来園者数などの調査・集計に関すること
- ③ 利用促進等に関すること

(4) 上記以外で業務仕様書に記載する事項

2-2 提案事業

提案事業は、指定管理者が企画し実施する事業です。事業の提案にあたっては、将来も「豊かな緑や水に触れ合える」、「子供達が多く集う公園」を目指し、地域に親しまれ愛着を持ち続けてもらえる、持続可能な公園とするために、民間のノウハウを活かし、柔軟な発想で提案をしてください。また、事業の実現可能性や費用対効果についても、十分に検証したうえで提案をしてください。

(1) 設置目的等に沿った自主事業の実施に関する提案

次の事項に留意されたうえで、イベントの開催やボランティア活動の活性化、利用者によるコミュニティの場の醸成など、利用促進に資する自主事業の提案をしてください。

- ① おとぎの森公園の設置目的及び管理運営の基本方針に沿ったものであること。
- ② 他の施設利用者の利用の障害とならないものであること。
- ③ 参加料等の参加者負担がある場合は、収支バランス及び維持管理運営の観点からその金額が適正なものであること。

※自主事業は、市の承認した事業に限り実施できるものとします。

(2) 施設内の自動販売機・売店・喫茶室等による利用者の利便性向上に関する提案

おとぎの森公園は、軽飲食や木陰のある休憩場所などの要望があることから、次の事項に留意されたうえで、そうした観点での利便性向上の提案をしてください。

- ・施設内に自動販売機・売店・喫茶室等を設置する場合は、市に対して公園法及び公園条例に基づく設置・管理許可又は占用許可を申請してください。市は、施設の設置目的や利用者の利便性等を考慮して審査します。許可があった場合、指定管理者は公園条例に基づく使用料を市に納付していただくことになります。
- ・なお、上記の設置等によって相当の利益が見込まれる場合は、その一定額を特定収入として見込んでいただいた上で、「4 管理に要する経費 (1)指定管理料の額」の提案をしてください。

(3) おとぎの森館等の屋内施設の活用方策等に関する提案

おとぎの森館等の屋内施設について、上記(1)(2)の実施等で得られた収益により施設の環境改善を図る等、屋内施設の積極的な活用方策や施設改善策について、(1)の①～③を留意されたうえで、事業計画書に記載してください。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4 管理に要する経費

(1) 指定管理料の額

おとぎの森公園の管理に要する経費は、市が支払う指定管理料及びおとぎの森公園の施設利用料金収入等によって賄うこととします。このうち、市が支払う指定管理料の額については、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から額（1年分）の提案を求めます。

市からの指定管理料の額は、申請時に事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。なお、指定期間中の指定管理料は、予算額の範囲内で毎年度市と協議した額となりますので、申請時に提案された額を下回ることがあります。

・ 指定管理料の基準価格

(単位：千円)

年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
管理に要する経費(A)	66,963	66,963	66,963	66,963	66,963	334,815
利用料金収入見込額(B)	361	361	361	361	361	1,805
基準額(A-B)	66,602	66,602	66,602	66,602	66,602	333,010

※ 管理に要する経費には修繕費を含む。

※ 管理運営費及び利用料金収入の実績（見込）…… 別紙3「管理運営費実績表」及び別紙4「利用料金収入の実績」のとおり

- ・ 指定管理料の支払方法については、市と指定管理者との間で締結する協定書で取り決めます。

(2) 修繕について

- ・ 1 件 30 万円未満の修繕（施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を現状又は実用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、原則として指定管理者が行うこととします。
- ・ 1 件 30 万円以上の修繕（計画的な改修・大規模な修繕）については、事前に指定管理者と協議のうえ、原則として市が執行することとします。

※ 修繕の実績……… 別紙 5 「修繕の実績」のとおり

(3) 備品について

- ・ 市では、別紙 1 に記載の備品を配備しています。市の配備する備品以外に必要となる備品は、原則として指定管理者が購入することとなります。ただし、現在配備している備品を交換する必要がある場合は、市で購入することとします。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、指定事例第 13 条の規定に基づいて現状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は、市に帰属する備品について処分を行う必要がある場合は、市と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、市に報告するものとします。

(4) 保険加入について

市では、次の保険に加入しています。場合によっては、指定管理者で新たに加入していただくことになりますのでご注意ください。

- ① 建物総合損害共済（（社）全国市有物件災害共済会）〔令和 9 年 4 月以降も市で継続加入〕
- ② 施設所有（管理）者賠償責任保険（三井住友海上火災保険株式会社）
〔令和 9 年 4 月以降は指定管理者で加入する必要あり〕

(5) 留意事項

- ・ 指定期間における指定管理料は、災害等不測の事態の発生など特段の事情がある場合を除き、原則として増額しません。

5 利用料金制度

- ・ おとぎの森公園については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制度を採用します。
- ・ 利用料金は、公園条例第 11 条の規定により、公園条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。なお、高岡市では令和 9 年 4 月 1 日からの公共施設の利用料金の改定に向けて検討を進めています。

6 利用料金の減免

次に掲げる各種団体が施設の設置目的・管理運営方針に基づく利用を行う場合は、その利用料金を減額し、又は免除することができます。

- ① 国及び県、市
- ② 市内の学校教育法、私立学校法、児童福祉法に規定する団体及び子供の育成に関する団体
- ③ 緑化団体
- ④ 前３号に掲げるもののほか、特に市長が認める団体

※ 減免利用の実績 …… 別紙６「公園施設利用申請及び利用料金の減免実績」のとおり

7 指定管理者と市との責任分担

責任分担については、次のとおりとし、協定により定めることとします。

内 容	市	指定管理者
施設、施設設備・備品の維持管理		○
利用料金徴収、収納		○
施設、施設設備・備品の修繕（１件 30 万円未満のもの）		○
利用者の事故（利用者への損害賠償）	○	○
大規模修繕（１件 30 万円以上のもの）	○	
施設の包括的管理責任	○	

8 報告

(1) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。報告書の詳細については協定により定めることとします。

(2) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、手続条例第 8 条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。報告書の詳細については協定により定めることとします。

9 アンケート調査、管理状況評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営によって、住民サービスの向上が図られているかを検証するとともに、業務改善や施設改善を図るため、利用者アンケート、管理状況評価を実施していただきます。また、具体的な取組みについて提案を求めます。
- ・ 利用者アンケートの結果及び管理状況評価表については、事業報告書とともに提出していただきます。
- ・ 管理状況評価の結果は市 HP で公表を予定しています。
- ・ 指定管理期間満了後の指定管理候補者の選定に評価結果を反映します。

10 市による調査・指示等

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、手続条例第 9 条の規定に基づいて、当該管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

11 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記 10 の市による指示に従わない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる場合、市は手続条例第 10 条の規定に基づき、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

12 その他（P-PFI 制度等による新たな民間導入の検討）

市では、おとぎの森公園において、老朽化した施設の更新・リニューアルや利用者の新たなニーズへの対応、今後の維持管理費の確保の観点から、P-PFI 制度などの導入を検討しています。検討の状況により、上記 3 の指定期間中に導入することとなった場合は、業務内容や管理する対象施設について変更が生じる可能性があります。なお、変更が生じる場合は、これを実施する前に、市と指定管理者が協議したうえで、しかるべき時期に協定書の変更をすることとします。

第 3 募集・選定に関する事項

1 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

① 法人等の団体であること。

（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。また、共同体で応募する場合は、共同体を代表する団体及び構成団体を定めてください。）

② 団体又はその代表者が次の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

イ 高岡市から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 市税を滞納していないこと。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

③ 高岡市内に事業所を有するもの（高岡市内に事業所を設置する予定のものを含む。）であること。

④ 団体、団体の代表者又は団体の被用者等が、暴力団と不適切な関係を有していないこと。

⑤ 公園施設（公園法第 2 条第 2 項各号に該当する施設であって、都市公園以外に設置されるものも含む。以下同じ。）の良好な管理業務の実績を有すること。

※共同体により申請する場合は、その構成員にあっては①から④までの要件を満たす必要があります。⑤の要件については、構成員のいずれかが当該要件を満たす必要があります。上記の要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。

2 募集・選定手続

(1) 募集

① 募集要項、業務仕様書の配布

ア 配付期間

令和 8 年 9 月 8 日（火）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

配付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※高岡市ホームページから募集要項等関係書類一式を入手できます。なお、設備等の詳細図面については、景観みどり課で閲覧できます。

イ 配付場所

高岡市都市創造部景観みどり課公園係

〒933 - 8601 高岡市広小路 7 番 50 号

Tel : 0766-20-1419 FAX : 0766-20-1655

ホームページアドレス :

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/keikammidorika/2/6/14144.html>

(2) 申請方法

① 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 指定申請書（高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「指定手続規則」という。）様式第 1 号）

イ 事業計画書

- ・ 申請団体の概要
- ・ 基本方針
- ・ 実施計画
- ・ 類似施設の管理運営実績
- ・ 収支計画
- ・ 業務の実施体制

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 法人の登記事項証明書

オ 市税については納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

カ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに事業年度の直近 3 か年度分の収支計算書及び事業報告書

キ 暴力団等の排除に関する誓約書（条例施行規則様式第 3 号）

ク 役員名簿（条例施行規則様式第 4 号）

※共同体として申請する場合は、その構成員すべての上記ウからクまでの書類及び共同体の概要（共同体の代表者、共同体とすることの必要性、管理業務の実施体制、責任分担のわかる書類）を提出してください。

② 提出部数

- ・ 正 1 部、副 5 部（ただし、正は片面印刷とし、副は両面印刷とする。）

③ 提出方法及び提出先

申請書に必要書類を添付し、次の提出先に持参してください。

(提出先)

高岡市都市創造部景観みどり課公園係

〒933 - 8601 高岡市広小路 7 番 50 号

Tel : 0766-20-1419

④ 提出期間

- ・令和 8 年 9 月 24 日（木） 8 時 30 分から令和 8 年 10 月 13 日（火） 午後 5 時 15 分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

⑤ 留意事項

- ・申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は高岡市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(3) 説明会の開催

説明会は下記の日程で個別（20 分程度）に実施します。説明会に参加希望の方は、9 月 16 日（水）までに、末尾記載の問合せ先メールアドレスに説明会参加申込書を添付し提出してください。受付後、事務局より当日の時間を連絡いたします。

- ① 日 時 令和 8 年 9 月 24 日（木） 午後 1 時から 5 時まで
- ② 場 所 高岡市役所 503 会議室

(4) 質疑応答

①受付期間

令和 8 年 9 月 24 日（木） から令和 8 年 9 月 29 日（火） 午後 5 時まで

②提出方法

様式 6 質問表に記載の上、末尾記載の問合せ先まで直接お持ちいただくか、電子メールで送付して下さい。電子メールで送付する場合は、メールのタイトルを「おとぎの森公園指定管理者募集に関する質問」として送信ください。なお、受信確認後、質問者宛てに受信確認メールを返信します。返信がない場合は、末尾記載の問合せ先までご連絡ください。

③質問の回答

質問者及び希望者に 10 月 2 日（金） 前後に電子メールにより回答します。

(5) 審査方法及び審査基準

- ・審査は、令和 8 年 10 月 30 日（金） 午後から非公開で行います。
- ・選定は、指定管理候補者選定委員会において書面審査を基本に、プレゼンテーション及び質疑の実施により行います。
- ・審査にあたっては、次の審査基準に基づき採点し、最高得点の申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に市において指定管理候補者を選定します。

	審 査 基 準
1	市民の平等な利用が確保されること。 （手続条例第 4 条第 1 号）
2	公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。 （手続条例第 4 条第 2 号）

3	公の施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎、人的構成を有すること。 (手続条例第4条第3号)
---	--

第4 指定・協定に関する事項

1 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて市議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との間で協定を締結することとします。

① 基本協定

指定期間を通じて適用する事項について基本協定を締結します。主な事項については、次のとおりとします。

- ア 管理業務の範囲及び管理の基準に関する事項
- イ 利用料金及び管理に要する経費に関する事項
- ウ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- エ 管理業務に関する情報公開に関する事項
- オ 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- カ その他

② 年度協定

年度毎に取り決めるべき事項について年度協定を締結します。

- ア 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ その他

第5 その他

1 スケジュール

令和8年

9月8日(火)～10月2日(金)	募集要項の配布
9月24日(木)	説明会の開催
9月24日(木)～9月29日(火)	質問の受付
10月2日(金)(予定)	質問の回答
9月24日(木)～10月13日(火)	申請書提出期間
9月24日(木)～10月20日(火)	プレゼンテーション資料提出期間
10月30日(金)	選定委員会による選定 (指定管理候補者の選定)

12 月議会

指定管理者指定の議決

(指定管理者の指定)

指定管理者との協議

指定管理者との協定書の締結

令和 9 年 4 月 1 日 (木)

指定管理者による施設管理の開始

2 配付資料

(1)仕様書等一式

高岡おとぎの森公園指定管理者業務仕様書

(2)指定申請書類一式

様式 1 指定申請書

様式 2 事業計画書

様式 3 暴力団等の排除に関する誓約書

様式 4 役員名簿

様式 5 指定管理者募集に係る説明会参加申込書

様式 6 指定管理者募集に係る質問票

問合せ先

高岡市都市創造部景観みどり課公園係
(事務担当：林)

TEL 0766-20-1419

FAX 0766-20-1655

E-mail midori@city.takaoka.lg.jp